

／野蒜地区におすまいのみなさんへ／



令和7年度
東松島市脱炭素
先行地域づくり事業

補助金

のおしらせです！

脱炭素先行地域である野蒜地区を対象に、再生可能エネルギー設備を設置する方を対象に予算の範囲内で補助金を交付し支援します。



東松島市
脱炭素PRキャラクター
「だつたくん」

①太陽光発電設備

補助額：設置費用の2／3
上 限：70万円

- 要件
- ・ FIT又はFIP制度の認定を取得しないこと
- ・ 30%以上の自家消費をすること



②ソーラーカーポート

補助額：設置費用の2／3
上 限：70万円

- 要件
- ・ FIT又はFIP制度の認定を取得しないこと
- ・ 30%以上の自家消費をすること



③蓄電池

補助額：設置費用の3／4
上 限：80万円

- 要件
- ・ ①又は②の付帯設備であること
- ・ 家庭用4,800Ah・セル未満であること

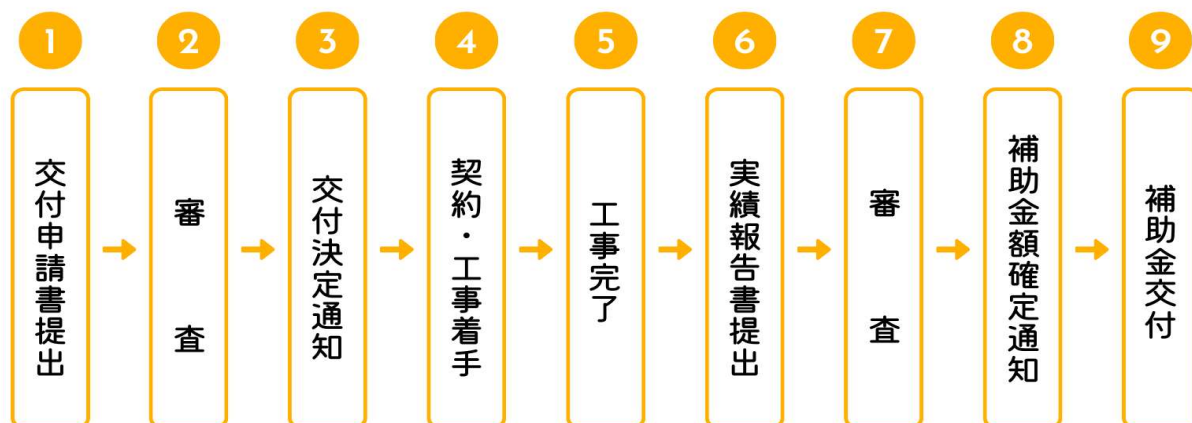


	補助対象設備	要件等
①	太陽光発電設備 (自家消費型)	・ FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、Jクレジット制度への登録を行わないこと ・ 30%以上を自家消費すること
②	ソーラーカーポート	・ FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、Jクレジット制度への登録を行わないこと ・ 30%以上を自家消費すること
③	蓄電池	・ ①太陽光発電設備 又は②ソーラーカーポート の付帯設備であること ・ 家庭用4,800Ah・セル未満であること ・ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと
【各設備共通】		・ 関係法令に遵守した設備であること ・ 商用化され、中古設備でないこと

～申請について～

- (1) 申請書類は、問合せ先まで持参するか郵送で提出してください。
- (2) 交付申請前にご契約・着工している場合は、事前着手届が必要となります。
- (3) この補助金は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり）」を活用しているため、他の国の補助を受けていないことが要件となります。
- (4) 手引き等内容をよく読んで申請してください。

補助金交付までのながれ



詳しい要件等は下記までお問合せください。

【お問合せ先】

東松島市役所 復興政策部 SDGs・脱炭素社会推進課
 所在地：〒981-0503 東松島市矢本字上河戸36番地1
 TEL：(0225) 82-1111
 FAX：(0225) 82-1124